vol.2 ˙2025春号

終活について考えてはいるけれど、何から始めたら良いか分からない。
まずは基礎的な勉強をしてみませんか？私がお手伝いいたします。

# 相続・遺言・終活Q&A

前号に引き続きまして、弊所にご相談いただいた案件の一部をご紹介いたします。
ご参考になれば幸いです。初回相談は相談料・交通費とも無料にて承っております。

Q1～Q4はコチラ👉

【Q5】父が亡くなりました。遺産は預貯金と自宅の土地建物です。相続人は母と私と兄になるのですが、母が全部を相続することで私も兄も納得しています。この場合は私と兄が「相続放棄」をすれば良いのでしょうか？

【A5】「相続放棄」は主に借金など負債が財産額を超えている場合等に検討されます。ご相談のケースでは法定相続人は配偶者であるお母様と、子である相談者様とお兄様の3人になりますが、子全員が「相続放棄」の手続きをしてしまうと、法律の効果により最初から子がなかったとみなされ、次順位である、お父様の尊属（相談者様の祖父母）、お父様の兄弟姉妹（相談者様のおじ・おば）の順に法定相続人となります。遺産分割協議をして相続人全員が合意すれば、法定相続分と異なる遺産分割をしても問題ありません。この場合は「相続放棄」ではなく、お母様・相談者様・お兄様の3人で、お母様が全ての遺産を受け取るという遺産分割協議書を作成すれば良いということになります。

【Q6】遺産分割協議について。相続人のうち、遠方に住んでいたり、できれば会いたくない親族がいるのですが、全員で集まって協議しなければならないのでしょうか？遺言書がある場合にも必要ですか？

【A6】必ずしも一堂に会して協議しなくても、電話などによる意思確認や話し合いでも問題ありません。遺産分割協議書への署名・押印も郵送で行っても問題ありません。ただし、後に「言った、言わない、聞いてない」というトラブルにならないよう、きちんとした協議と合意がなされることが重要です。遺言書の通りに相続する場合や、相続人が１人の場合は遺産分割協議は必要ありません。

【Q7】私はいわゆる「おひとりさま」です。妹が1人いますが、親の相続で揉めて以来、疎遠になっています。私の死後の葬儀や遺品整理、公共料金の精算などを誰に頼んでおけば良いのか心配になってきました。妹には頼めないし、他に頼める親族もいません。どう備えておけば良いのでしょうか？

【A7】死後には様々な手続きが生じますが、「おひとりさま」の不安を解消する手段として死後事務委任契約があります。この契約は、葬儀・埋葬・各種届出・契約解除及び精算・遺品整理など、死後の様々な手続きを、信頼できる第三者（知人、行政書士等）に依頼するものです。身近な親族等がいない方や法律婚でないパートナーに任せたい方などに有効な手段です。相続や贈与については「遺言書・死因贈与契約」、定期的な安否確認については「見守り契約」、認知症対策については「任意後見契約」を同時に締結することもできます。ご事情にあわせてご提案いたします。

【Q8】先祖代々のお墓があるのですが、両親も親しい親戚も皆亡くなり、私以外に訪れる者がいなくなりました。維持・管理の負担も大きく、子や孫に負担をかけたくないので「墓じまい」をしたいと考えています。具体的に何をしたらいいのでしょう？

【A8】「墓じまい」とは、代々継ぐタイプの墓石を撤去し、墓所を更地にして使用権を墓地管理者に返還することです。そして、ご遺骨を別のお墓または、合同墓・永代供養墓・樹木葬・納骨堂など継がなくていいタイプのお墓等に移すことを「改葬」といいます。「改葬」を行うには市長からの改葬許可を受けるなど、行政手続きが必要となります。また、親族間の協議や菩提寺とのやりとりなど様々な配慮を要し、離檀に必要な手続きや費用の概算によっては、話し合いが難航する場合もございます。

**ご相談、お問い合わせは、お電話、メール、ホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。**
**行政書士には法により守秘義務が定められています。ご安心ください。（行政書士法 第12条）**

【表面もご覧ください】